

## 串間市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、工事監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和8年3月31日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 福 留 成 人



申監第2005号  
令和8年3月31日

串間市長 武田浩一様  
串間市議会議長 坂中喜博様

串間市監査委員 田中良嗣  
串間市監査委員 福留成人

### 監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

#### 記

1. 監査の対象事務 令和7年度随時監査（工事監査）
2. 監査実施日 令和8年3月23日（月）
3. 監査対象箇所 下記のとおり

No.	工事名	請負額（円）	請負業者	主管課名
1	令和7年度 配水池耐震化事業 都井地区配水池基礎改良工事	62,058,000	(株)花立工務店	上下水道課
2	令和7年度 農地耕作条件改善事業 都井地区農道改良工事その1	38,610,000	(株)谷口組	農地水産林政課
3	令和7年度 過疎地域活性化事業 吾社百田線道路改良工事	45,803,000	(株)畑山建設	都市建設課
4	令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 松清上小路線道路改良工事	26,400,000	(株)畑山建設	都市建設課
5	令和7年度 寺里塩屋原線配水管布 設替工事	19,242,000	(株)増田建設	上下水道課

\* 請負額に変更がある場合には変更後の額である。

#### 4. 監査した委員

串間市監査委員 田中 良嗣

串間市監査委員 福留 成人

#### 5. 監査の方法・結果等

本監査では、提出を求めた工事概要書、契約書、設計図書（図面及び仕様書）、工事写真等を基に関係職員から説明を受けるとともに実地監査を行った。

その結果、一部の工事において関係書類の誤謬等の不備が見受けられたので、十分留意されたい。今後とも、公共性、経済性及び事業実施の効果を検証するとともに市民の安全、安心な生活基盤の整備を図られたい。

以下、監査対象工事別に監査の結果及び意見を付することとする。

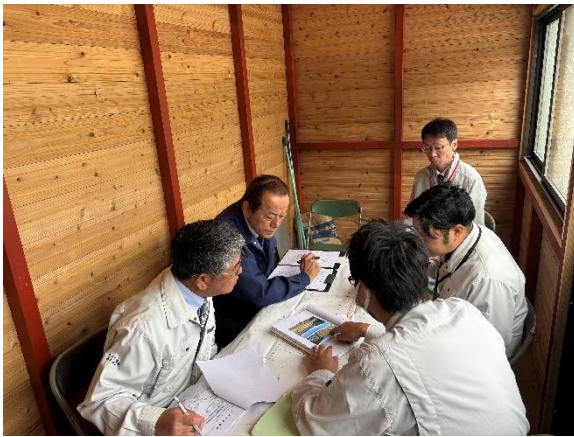
## 1 令和7年度 配水池耐震化事業 都井地区配水池基礎改良工事

本工事は、耐震性能を有しない水道施設の耐震化を実施し、南海トラフ等想定される大規模な地震が発生した際に、市民に対して安定した給水を確保することができるものである。関連する RC 建屋内に設置する電気計装設備において、一部工期内に完成ができないことが判明したため工期の延伸が行われている。また、2,988,000 円の増額変更契約が行われているが、これは基礎改良を実施する際の汚泥について廃棄物処理法に基づいた処理に要する費用を追加したものであり、国の追加補正を受けての変更である。この配水池耐震化事業については、令和6年度からの継続事業として取り組まれているところではあるが、事業の進捗は国庫補助金の内示額に大きく左右される状況にある。このため、引き続き国への要望を行い、補助制度の活用を図りつつ早期完成に向け取り組まれない。



## 2 令和7年度 農地耕作条件改善事業都井地区農道改良工事その1

本工事は、都井地区農道について幅員狭小のため利便性が悪く、農地の大区画化・機械の大型化の大きな支障となっている。今回の農道拡幅工事により大規模農業が可能な農道を整備することで、効率的な農業の実現及び農地利用の改善を図るものである。令和5年度から7年度までの3カ年の継続事業として計画されているものである。令和7年度においては農道の幅員が狭く、想定よりも軟弱地盤であったため、工事車両の通行が困難であり仮設道路の設置が必要となったこと。また、2t車での運搬となり土の運搬等に不測の日数を要したことにより年度内完成が見込めないことから繰越明許費となっている。令和8年度の早期完成に向け工程管理の徹底を図り、着実な事業推進に取り組みたい。



### 3 令和7年度 過疎地域活性化事業 吾社百田線道路改良工事

本工事は、串間市過疎地域自立促進計画に基づき、道路の幅員が狭く離合困難で地域住民の日常生活や通学路の安全性が確保できていない地域間を結ぶ道路及び地域に必要な道路を整備するものである。1,209,000円の増額変更契約が行われているが、これは当該舗装工の表層が設計厚よりも厚く取壊殻の産廃量及び運搬量が増加したものである。当該工事は、令和3年度から整備が進められており計画延長は595mとなっている。これまでに335mが整備され残りが260mとなっている。引き続き予算確保に努めるとともに早期完成に向け計画的かつ着実な事業推進に取り組まれない。



#### 4 令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 松清上小路線道路改良工事

本工事は、地域住民の日常生活及び通学児童等の安全性の向上を図り、地域連携や地域振興等の道路ネットワークを構築するものである。当初計画では、標準規格である 25 t のクレーンを用い、新設道路上にクレーンを配置、移動しながら資材等の荷卸しを行う施工方法であった。その後、新設道路に隣接する砂防河川添田川（昭和 42 年砂防指定）について、側壁倒壊の危険性があることから、砂防河川管理者である串間土木事務所より施工に関する条件が付けられた。この条件に対し、クレーンの規格及び施工延長の見直しを行う必要が生じ工事費が増額となる見込みである。このことにより年度内の完成が見込めないことから繰越明許費となっている。本事業は令和6年度からの継続事業となっていることから、引き続き予算確保に努めるとともに早期完成に向け工程管理の徹底を図り、着実な事業推進に取り組まれない。また、完成後の交差点付近の交通安全対策については関係機関と協議を行い適切な安全対策を講じられたい。



## 5 令和7年度 寺里塩屋原線配水管布設替工事

本工事は、漏水頻度が高い老朽管の更新と耐震化を図ることにより、平常時の漏水や災害時の被害を軽減し、安全な水道水を安定的に供給することができるものである。この工事においては主に、発生土処分の増加、舗装版切断本数の追加、必要部材の追加、給水工事の追加等々、5回の変更指示により3,402,000円の増額変更契約が行われている。このことについては配水管布設替工事の特性として、当初設計の段階では予測できない事案も発生することから一定の理解は示すものである。今後も計画的な老朽管更新事業を継続し安全な水道水の安定供給に努められたい。

